

【イタリア】海洋経済（ブルーエコノミー）に関する法律の制定

主幹 海外立法情報調査室 芦田 淳

* 2026年5月、海洋政策の調整等を担う行政機関の役割強化のほか、ダイビングやプレジャーボート産業の推進、小規模島嶼（しょ）や漁業労働者の支援などを旨とする法律が制定された。

1 概要

本稿では、2026年5月7日法律第70号「海洋資源の活用」¹（以下「2026年法」）を取り上げる。同法の基となった法律案は2025年8月に中道右派政権により提出され、2026年3月に上院、同年4月に下院で最終的に可決された。成立した法律は、全7章37か条及び附属書1部から成り、同年5月10日から施行された。2026年法の内容は、海洋資源を活用した観光業、造船業、漁業などの海洋経済（ブルーエコノミー）に関する規定を中心に、多岐にわたる。

2 2026年法の主な内容

(1) 海洋政策省庁間委員会及び海洋計画（第1章関連）

海洋政策省庁間委員会（Comitato interministeriale per le politiche del mare: CIPOM）は、2022年11月11日緊急法律命令第173号「各省の権限再編に関する緊急規定」²（以下「2022年命令」）に基づいて省庁横断的に設置された機関で、海洋政策の戦略的指針の調整及び決定の確保を任務としている。2026年法第1条は、CIPOMの役割を強化するために、その構成及び権限を改めている（以下、本段落に関して、根拠条文は同じ）。①構成に関しては、従来の外務・国際協力担当大臣、防衛大臣、経済・財務大臣等のほか、新たに大学・研究担当大臣を加えている。②権限に関しては、海洋計画（Piano del mare）³の実施措置に必要な複数の大臣間の合意を推進するため、当該実施措置案を議題とするCIPOMの会合が、関係大臣の要請により招集される。また、海洋計画の実施に関する省令案等をCIPOMに送付することとし、CIPOMは、送付から30日以内に、省令案等の内容と海洋計画の戦略的指針との整合性について意見を表明することができる。このほか、戦略的指針の安定性を高めるため、海洋計画自体についても、その有効期間を3年間から4年間に、更新の頻度を年に1回から2年に1回に改めている。

(2) 接続水域における権利（第2章関連）

海洋法に関する国際連合条約第33条は、沿岸国が、領海に接続する水域（領海基線から24海里を超えない範囲内。以下「接続水域」）において、自国の通関、財政、出入国管理又は衛生に関する一定の規制を行うことができると定めている⁴。2026年法第5条は、同条約等を踏まえ、接続水域において、イタリアは、①自国における通関、財政、衛生又は出入国管理に関

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年6月10日である。

¹ L. 7 maggio 2026, n.70, Valorizzazione della risorsa mare. 以下、法令の法文は、イタリア共和国の法令ポータルサイト（Normattiva website <<https://www.normattiva.it/>>）を参照した。

² D.L. 11 novembre 2022, n.173, Disposizioni urgenti in materia di riordino delle attribuzioni dei Ministeri. (convertito con modificazioni dalla L. 16 dicembre 2022, n.204).

³ 海洋計画は、海洋資源の保護及び活用を始めとした海洋分野全体の戦略的指針を含み、当該分野の計画策定における基準となるものである。2022年命令第12条第3項

⁴ 海洋法に関する国際連合条約第33条の要約に際しては、「海洋の国際法秩序と国連海洋法条約」2026.2.27. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/Mofaj/Gaiko/Kaiyo/law.html>> を参照した。

する規定の違反防止、②自国において行われた当該規定違反の処罰、③国際法の定める方法及び範囲内での水中文化遺産の保護の確保のために必要な規制を行うことができると定めている。

(3) レクリエーション目的のダイビングの推進（第3章関連）

2026年法第8条（以下、条名は、断りがない限り、同法のものである。）は、レクリエーション目的のダイビングを持続可能な発展の手段として推進することとしている。そのため、関連サービスを提供するダイビング指導センター等のほか、ダイビングインストラクター及びガイド（以下「インストラクター等」）の活動に係る要件が定められている。ダイビング指導センター等は、管轄の商工会議所の企業登録簿に登録し、付加価値税の納税者登録番号を取得し、理論講習を実施するための拠点を設け、EU基準に適合した装備を備え、従業員又は協力者に生じるリスクに対する保険契約を締結するなどしなければならない（第12条）。インストラクター等も、ライセンスの保持、個人保険への加入等が義務付けられている（第11条）。このほか、観光大臣は、関係大臣と協議し、国家・州会議⁵の同意を得た上で、安全性のほか、景観・生物学的、考古学的、文化的な重要性を考慮して、「水中観光対象区域」を指定する（第14条）。

(4) プレジャーボート法典の改正（第4章関連）

第16条は、プレジャーボート産業の発展を目的として、プレジャーボートに関する情報をデジタル化し統一的に管理するシステムを実現し、行政手続を簡素化し、安全性を保障し、競争を保護するために、プレジャーボート法典⁶の一部改正を行っている。具体的には、プレジャーボートの購入促進、中古プレジャーボートの売買円滑化等に向けた規定が設けられている。

(5) 航行法典の改正及び造船業の支援（第5章関連）

第21条は、航行法典⁷を一部改正し、海図、帳簿その他書類に関する厳格な報告義務を廃止するとともに、航海日誌、乗組員名簿等のデジタル形式による作成及び保存を認めている。また、州に対して、2025年11月27日立法命令第184号「2023年10月27日法律第160号第3条第1項及び第2項b号を実施するためのインセンティブに関する法典」⁸に基づくインセンティブと整合的に、造船業の近代化及び発展に向けた支援措置（州固有税に関する優遇措置、技術革新への助成金、専門的な職業訓練への援助など）を講ずる権限を認めている（第24条）。

(6) 学校教育、医療、研究及び漁業に関する措置（第6章関連）

小規模島嶼（所定の56島）の学校で1年度当たり180日以上勤務した臨時教員は、以後の臨時教員採用において優遇される（第25条）。小規模島嶼の医療・社会福祉施設で勤務した医療専門職等についても、国民保健サービス機関の公募等において評価されるための基準が設けられる（同条）。大学・研究省は、海洋資源及び沿岸地域の持続可能な管理を保障するために、国内及び国際的な研究事業を推進する（第29条）。労働・社会政策担当大臣等は、経済・財務大臣と協議し、無期雇用契約を締結している農業労働者であって、本人又は使用者の責任ではない原因により一時的に労働を中断した者を対象とする休業手当について、漁業労働者等にも完全に適用するため、適用の要件、給付の方法及び基準を定める（第31条）。

⁵ 国家・州会議は、全州知事と首相を構成員とし、国の行政行為等に対して全構成員の同意を因る等の権能を有する。

⁶ D.Lgs. 18 luglio 2005, n.171, Codice della nautica da diporto ed attuazione della direttiva 2003/44/CE, a norma dell'articolo 6 della legge 8 luglio 2003, n.172.

⁷ R.D. 30 marzo 1942, n.327, Approvazione del testo definitivo del Codice della navigazione.

⁸ D.Lgs. 27 novembre 2025, n.184, Codice degli incentivi, in attuazione dell'articolo 3, commi 1 e 2, lettera b), della legge 27 ottobre 2023, n.160. 同命令は、市場の個々の機能不全に対処し、国内及び欧州の産業政策における戦略的分野での成長を刺激し、並びに関連する公的支出を最適化するのに、最もふさわしく、かつ、効果的な形で企業にインセンティブを与えられるよう、企業向けの優遇措置に関する行政手続を規制する一般原則等を定めるものである。